

町田市市税条例の一部を改正する条例

町田市市税条例（昭和３６年１２月町田市条例第２３号）の一部を次のように改正する。

附則第１８条中「平成２３年度」を「平成２６年度」に改める。

附 則

この条例は、平成２４年４月１日から施行する。

町田市市税条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後	改正前
附 則 第 18 条 平成 15 年度から平成 26 年度までの 各年度分の都市計画税の税率は、第 132 条 の規定にかかわらず、100 分の 0.24 とする。	附 則 第 18 条 平成 15 年度から平成 23 年度までの 各年度分の都市計画税の税率は、第 132 条 の規定にかかわらず、100 分の 0.24 とする。